

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請

令和4年12月2日
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、次のとおり必要な協力の要請をする。

1 県民に対する協力要請

(基本的感染対策)

- ア 「三つの密」(密閉空間、密集場所、密接場面)は一つでも回避、「人と人との距離の確保」、「場面に応じたマスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること
- イ 早期にワクチンの接種を受けることを検討すること
- ウ 家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行うこと
- エ 換気については、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うこと
- オ 感染の不安がある場合や、帰省等で高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、検査を行うこと

(外出・移動)

- カ 発熱等の症状がある場合は、出勤、登校・登園等を含め、外出・移動を控えること
- キ 帰省や旅行等での移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- ク 業種別ガイドイン等を遵守している施設等の利用を推奨
- ケ 飲食は、第三者認証（広島積極ガード店ゴールド）を取得している飲食店の利用を推奨

(差別・誹謗中傷の禁止)

- コ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関、医療関係者、その他の対策に携わった方に対する誤解や偏見に基づく差別・誹謗中傷を行わないこと

2 医療機関・高齢者施設等に対する協力要請

(基本的感染対策)

- ア 院内・施設内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、基本的な感染対策を徹底すること
- イ 換気については、令和4年7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言で示された施設の特性に応じた留意点を踏まえ、効果的な換気を実施すること
- ウ クラスターが起こりうることを前提に、平時から準備（医療支援の体制確保、業務継続体制の確保、感染者の周囲への一斉検査の実施等）を行うこと

エ 令和4年10月13日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を踏まえた具体的な対策を実施すること

オ 医療機関においては感染対策のガイドライン等（学会の作成したガイドライン、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」）に基づく対応を徹底すること

カ 高齢者施設等においては「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底するとともに、感染が流行している期間については、従事者の定期的な検査を実施すること

（外出・外泊、面会等）

キ 感染が流行している地域では、入院患者、利用者の外出・外泊については、感染拡大防止の観点と、患者や利用者、家族のQOL（Quality of Life）を考慮して対応を検討すること

ク 面会については、面会者の感染を防ぐことは必要であるが、面会は患者や利用者、家族にとって重要なものであり、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること

ケ 特別なコミュニケーション支援が必要な障害児の入院について、院内感染に配慮しつつ、可能な限り支援者の付添いを受け入れることについて、対応を検討すること

3 学校・保育所等に対する協力要請

（基本的感染対策）

ア 学校・保育所等での感染対策については、子供の教育機会を可能な限り確保するとともに、子供や教育現場、医療現場の負担に配慮して効果的・効率的な対策に取り組むこと

イ 学校等においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本とすること
なお、マスクの着用についても、同マニュアル等を踏まえた対応を基本とすること

ウ 保育所・認定こども園等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行うこと
なお、マスクの着用についても、同ガイドライン等を踏まえた対応を基本とすること

エ 換気については、令和4年7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言で示された施設の特性に応じた留意点を踏まえ、効果的な換気を実施すること

オ 令和4年10月13日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を踏まえた具体的な対策を実施すること

（外出、移動）

カ 発熱等の症状がある教職員や児童生徒等の出勤、登校等を控えること

※ 大学、放課後児童クラブ等においても、上記を踏まえ適切に対応すること

4 事業者に対する協力要請

(基本的感染対策)

- ア 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「三つの密」等を避ける行動を徹底すること
特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること
- イ 換気については、令和4年7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえ、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うこと
- ウ 高齢者や基礎疾患有する者等重症化リスクの高い労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと
- エ 職場や店舗等では業種別ガイドラインを実践すること
- オ 飲食店等（接待を伴う飲食店を含む。）の施設の運営責任者は、第三者認証（広島積極ガイド店ゴールド）の取得に努めること

(外出・移動)

- カ 発熱等の症状がある従業員の出勤を控えること
- キ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること

5 イベント等の開催に係る協力要請

「広島県におけるイベントの開催条件について」（令和4年3月7日適用 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部）のとおり